

令和6年3月1日

請願・陳情文書表

建設・企業常任委員会

県土整備局関係陳情

陳情番号	1	付議年月日	5 . 5 . 1 1
件名	逗子市久木5丁目付近の県道205号線の歩道の拡幅の陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	逗子市久木9-4-29 佐藤周防		
<p>1 陳情の背景</p> <p>陳情場所での県道205号線は2車線道路です。</p> <p>片側にしかない歩道は線路の反対側に民家やマンションなどに接する形で設置されています。この歩道は、一部区間で幅が狭く歩行者はすれ違うのに難儀いたします。</p> <p>普段は、すれ違う際に一方がガードレール側に体を寄せて退避するか、すれ違いを見越して、初めから一方がガードレールの外側を歩く、という方法で通行している利用者が多いと思われます。</p> <p>一方で、陳情場所での横須賀線の軌道道床は道路面より2mほど高く、碎石は道路に向けてのり法面をなして、その法面は道路面から高さ1mほどのところで擁壁によって切られ、崩落を抑える形となっております。擁壁の位置は、鉄道架線の支持構造物の支柱から1mほどのところにあります。</p> <p>2 陳情の要旨</p> <p>陳情場所での歩道を50cmでも拡幅していただきたいです。</p> <p>それにより歩行者の通行が快適で安全になるかと考えます。</p> <p>案として、当該場所において横須賀線の軌道道床を抑える擁壁を鉄道の架線支持支柱側へ移動することで1mほど車道を線路側にずらし、歩道の幅を拡幅するという形ができそうに思われます。</p> <p>上記案は例で、実際の対策はどのような形でも構いません。</p> <p>当該歩道の利便性と通行者の安全のために拡幅を陳情いたします。</p> <p>ご検討いただければ幸いです。</p>			

企 業 庁 関 係 請 願

請願番号	14	受理年月日	6 . 2 . 22
件名	市民に負担が重たくなる県営水道の料金値上げは、やめるよう求める請願		
請願者		紹介議員	
横浜市中区桜木町3丁目9-1 新日本婦人の会神奈川県本部 会長 田中由美子		大山 奈々子 木佐木 忠 晶	
<p>【請願理由】</p> <p>県営水道料金について、本年2月の議会で、これまでの用途別（家事用、業務用）の料金体系から口径に応じた料金体系に変更する提案がされることを知りました。平均改定率は22%とありますが、これが決定されれば、一般家庭の水道料金はどのケースでも25%以上の大幅値上げとなります。また、生活保護世帯や非課税世帯などの低所得世帯も値上げになるとのことです。</p> <p>すでに物価高騰で生活が厳しくなっている私たち市民にとって、いま県営水道料金が値上げされることは、いのちにかかわる問題になります。物価高騰の経済支援として水道料金の減免を実施する自治体がふえているなか、神奈川県が家計への負担割合が重くなる料金改定をすることは逆行です。</p> <p>以上の理由から、以下の請願を行うものです。</p> <p>【請願の要旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> この物価高騰のなか、単身者や子育て世代、高齢者など、県民にこれ以上家計費負担がふえたり、生活保護世帯など収入の低い人に負担が重くのしかかたりするような料金改定をやめてください。 生活保護世帯への減免制度を復活させ、非課税世帯へ減免制度をつくってください。 水道施設や管路の耐震化などは、県民の負担を増やすことで解決するのではなく、補助金などを上げるよう、国に要望してください。また、国の補助が来るまでは、県として一般会計からも繰入をしてください。 			

企業庁関係陳情

陳情番号	32	付議年月日	6. 2. 15
件名	県営水道の料金値上げに反対する陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	相模原市中央区上溝4594-24 千葉泰子 外2,035人		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>県営水道の料金については、家計への負担割合が重くなる料金改定をやめて、値上げしないようにしてください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>県営水道事業審議会は2023年11月8日、2024年秋からの水道料金を平均25%引き上げる答申を行い、その後、県企業庁は議会で改定率3%圧縮して22%にすると答弁しました。</p> <p>しかし、これまでの用途別（家事用、業務用）の料金体系から口径に応じた料金体系に変更することで、一般家庭の水道料金はいずれのケースでも25%以上の大幅引き上げとなります。</p> <p>この物価高騰のなか、高齢者や生活保護世帯など収入の低い人に負担が重くのしかかるような料金改定をやめてください。</p>			